**【事業主用】**

（様式１）

**わかやま移住者継業支援プロジェクト登録申込書**

|  |  |
| --- | --- |
| （ふりがな）事業所名 |  |
| 事業所所在地 | 〒　　　―　　　　  |
| （ふりがな）代表者氏名 |  |
| 年齢・性別 | 才　　　 |
| 電話・FAX | ※当事業について、ご連絡しても良いものを記入してください。（　　　）　　　―　　　　　　・（　　　）　　　―　　　　 |
| 連絡可能時間帯 | 午前・午後　　　　時から午前・午後　　　　時　　　　何時でも |
| 業種 |  |
| 事業内容詳細 |  |
| その他希望等 |  |

・ご提出いただいた個人情報は、法令の定めのある場合やご本人が同意している場合を除き、目的外利用することや、継業支援機関（所在する市町村移住担当課、商工会、商工会議所及び和歌山県事業引継ぎ支援センター等、県と連携して継業を支援する機関）以外の第三者に提供することはありません。

・登録を申込まれた方には、受付市町村、県による訪問ヒアリングをさせていただき

ます。

・登録申込書は返却しませんので、必ず控え（コピー）をお取りください。

・当事業は、後継者不在の事業主と県外からの意欲ある移住（希望）者を引き合わせるものであるため、従業員としての雇用のあっせんを行うものではありません。

【県使用欄】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 受付№ |  | 受付日 |  |

**※問合せ・申込み先は（別紙）をご確認ください。**

**【移住（希望）者用】**

（様式２）

**わかやま移住者継業支援プロジェクト登録申込書**

|  |  |
| --- | --- |
| （ふりがな）氏名 |  |
| 年齢・性別 | 才　　　 |
| 住所 | 〒　　　―　　　　  |
| 電話・FAX | （　　　）　　　―　　　　　　・（　　　）　　　―　　　　 |
| 連絡可能時間帯 | 午前・午後　　　　時から午前・午後　　　　時　　　　何時でも |
| メール | 　　　　@ |
| ご職業 |  |
| 引き継ぎを希望する業種（事業内容） |  |
| 希望地域 |  |
| その他希望条件 |  |

・ご提出いただいた個人情報は、法令の定めのある場合やご本人が同意している場合を除き、目的外利用することや、継業支援機関（市町村移住担当課、商工会、商工会議所及び和歌山県事業引継ぎ支援センター等、県と連携して継業を支援する機関）以外の第三者に提供することはありません。

・登録を申込まれた方には、わかやま移住定住支援センター（和歌山、東京、大阪）又は和歌山県移住定住推進課から電話にてヒアリングをさせていただきます。

・登録申込書は返却しませんので、必ず控え（コピー）をお取りください。

・当事業は、後継者不在の事業主と県外からの意欲ある移住（希望）者を引き合わせるものであるため、従業員としての雇用のあっせんを行うものではありません。

【県使用欄】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 受付№ |  | 受付日 |  |

**※問合せ・申込み先は（別紙）をご確認ください。**

和歌山県知事　様

（様式３）

登録同意書

私は、貴県（移住定住推進課、以下省略）による「わかやま移住者継業支援

プロジェクト（以下、「継業支援プロジェクト」という。）」の制度内容を十分に理解の上、下記事項に同意いたします。

記

１　貴県が、継業支援機関（事業所所在の市町村移住担当課、商工会、商工会議所及び和歌山県事業引継ぎ支援センター等、県と連携して継業を支援する機関）と行う継業支援プロジェクトについては、あくまで私個人の判断に基づいて検討・実施するものであり、事業引継の不成立又は成約した場合の内容に関する問題を含め、いかなる結果についても、貴県及び継業支援機関は、助言内容等について何らの責任を負うものではないこと。

２　継業支援プロジェクトの支援を必要としない事情が生じた場合は、直ちにその旨を貴県に連絡し、登録の取り消しを求めること。

３　前項の事情が生じた場合において、貴県が私のかかる事情を把握したときは、私の申告を待たずに貴県の判断において、登録を抹消すること。

４　貴県が紹介する相手先（事業主、移住者、いずれの場合も含む）の情報については、相手先の提供に基づくものであって、その情報の正確性は私自身において精査すべきものであり、貴県及び継業支援機関は何らの責任を負うものでないこと。

５　私が貴県に提出する私自身の情報は、事業の目的のために継業支援機関と共有されること。

６　第三者によるなりすまし等を防止するため、貴県から本人確認を求められた場合は、運転免許証等本人確認書類を提示すること。

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　（住所）

　　　　　　　　　（氏名）

（連絡先）

　　　 ※事業主の場合（事業所名）

**秘密保持に関する誓約書**

（様式４）

　登録事業主氏名　（以下「甲」という。）と　登録移住者氏名　（以下「乙」という。）は、和歌山県が継業支援機関（事業所所在市町村移住担当課、商工会、商工会議所及び和歌山県事業引継ぎ支援センター等、県と連携して継業を支援する機関）と行う「わかやま移住者継業支援プロジェクト（以下、「継業支援プロジェクト」という。）」において開示される相手方情報の秘密保持に関して、以下のように誓約する。

（定義）

1. 本誓約書において「情報」とは、文書、電子メール、電磁的記録、口頭、物品等

　 を問わず、相手方又は継業支援プロジェクトから開示される、相手方に関する情報とす

る。

（情報の使用）

第２条　甲及び乙は、相手方又は継業支援プロジェクトから開示された情報を、本件に関する交渉以外の目的をもって利用してはならない。

（秘密保持）

第３条　甲及び乙は、相手方または継業支援プロジェクトから開示された情報に関する秘密を保持し、相手方の事前の承諾なく第三者に開示、漏えいしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りではない、

(1)　相手方または継業支援プロジェクトから開示された時点で、既に公知のもの

(2)　相手方または継業支援プロジェクトから開示された後、甲及び乙の責によらず公知となったもの

(3)　法令に基づき、正当な権限を有する公的機関から開示命令・要請されたもの

（返還）

第４条　甲及び乙は、相手方から情報（その複製物や加工資料を含む）の返還を求められた場合には速やかにこれに応じなければならない。また、性質上返却になじまない情報については、相手方の同意を得て消去その他の方法で再利用できないようにしなければならない。

（秘密保持義務の存続期間）

第５条　本誓約書に基づく秘密保持義務は、本誓約書作成後３年間存続するものとする。

（損害賠償）

第６条　甲及び乙は、本誓約書に違反し、相手方または相手方の関係者等に対して損害を与えた場合には、その損害を賠償する責任を負うこととする。

（協議事項）

第７条　本誓約書に定めのない事項または本誓約書の条項の解釈につき疑義が生じた事項については、甲及び乙は誠意をもって協議決定するものとする。

本書２通を作成、甲乙各自記名の上各１通を保有する。

年　　月　　日

甲　住　所

氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　事業所名

　　　　　　　　　　　　　　乙　住　所

氏　名